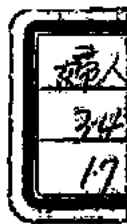


パンフレット第四五号
昭和三十四年九月



少年労働者福祉員とは

労働省婦人少年局



目次

はしがき

- 一、中小企業団体の最近のうごき
- 二、年少労働者福祉員制度の意味するもの
- 三、年少労働者福祉員はどうして置かれるか
- 四、年少労働者福祉員の仕事
- 五、年少労働者福祉員の活動事例
- 六、むすび

参考資料

- 1、年少労働者福祉増進実施要領
- 2、年少労働者福祉員奨励状の交付について

は し が き

労働省では昭和三十三年から中小企業団体を対象として、「年少労働者福祉員」の設置を勧奨してきましたが、最近その主旨が次第に関係各方面に理解されるところとなり、九月一日現在で全国に一、二〇〇名の設置がみこまれる段階となりました。これらの年少労働者福祉員はそれ／＼所属団体の内において、年少労働者の福祉を積極的にはかつていたゞくわけでありますが、これらの年少労働者は勿論のこと、一般社会の人々に「年少労働者福祉員」の性格やその業務について一層の理解をふかめていたゞくため、いさゝかなりともこのパンフレットが役立つことができ、さらに年少労働者福祉員の活動が活潑に展開されるよう広く各方面の御協力を切望する次第です。

一、中小企業団体の最近のうごき

ここ数年来、中小企業従業員の福祉の問題については、次第に一般社会人の注目するところとなりましたが、中でも労働時間、休日等の労働条件の改善をはじめとして、最低賃金制度、中小企業退職金制度の促進、指導、集団求人の実施にともなう集団の従業員教育、人間関係、保健衛生等、広範囲にわたって、自主的にその改善整備がはかられています。

このような中小企業の福祉活動の動機としては、次のような理由をあげることができます。

すなわち第一に中小企業集団の求人難と、従業員の離職率の高いことがあげられます。一般に中小企業における求人難の状況、推移は社会状況にもよりますが、労働条件の低さに加えて将来の身分保障（例えばのれんわけ等の制度）が戦後はなくなつたためといえましょう。そこでこ

のような求人難や、高い離職率をくいとめるためにまづ福祉活動が次第におこりました。

第二の理由としては、中小企業の今後の発展のためには優秀な従業員の育成にまたなければなりません、その育成には従業員福祉の増進をはかることがまづ重要なことであるということが大きくみとめられたからです。

又第三の理由としては、最近の社会状況の変化とこれにともなう労働関係の近代化という社会的な流れであり、もはや旧来の徒弟的な労使関係では従業員を使用することはできないという事実によるとみることができましよう。

二、年少労働者福祉員制度の意味するもの

中小企業には特に年少労働者の七割近くが雇用されて働いており、し

かも年少労働者は身長体重、胸囲などのような身体の外形が急速に発達するとともに精神的にも大人となるための苦しみを経過する時期で、非常に動揺しやすいときであります。ともかく青少年期は発達しなければならぬ、人間の最も大切な時期でありますので、その健全な育成が、ぞまれ一層その福祉の改善が緊要となつてきます。

そして単に中小企業自体にとつて必要なばかりでなく、年少労働者の福祉という全体的な見地からも、このような中小企業集団において、年少労働者のためにその福祉活動を積極的に推進することは各方面から期待されています。

さて集団の自主的な福祉活動を育成し促進するためには、各種の福祉業務の具体的な処理についてこれを協力援助することが必要ですが、それにはまず、集団内部に福祉活動を推進してゆくための中心となる人を

定め、この人を通して運営上の相談を受けて指導援助をおこなうことが必要となります。

すでに福祉活動を自主的にすすめている商店会や問屋街の状況を見ると、必ずその推進役をつとめている熱心な中心人物がおり、この人が関係機関と連絡し、また集団を作っている事業場に呼びかけて福祉の仕事をすすめています。実際に福祉活動を行っているのは集団によつては労務部であつたり、企画係であつたりしますが、名称にかゝわらず福祉活動を計画し、実施しているところではこのような中心者か、役員が、福祉を担当しているのが実情です。

そこで労働省婦人少年局では、以上のような実情を検討した結果中小企業における年少労働者の福祉の増進を図るための実施方策をたてて、三十三年五月十日付で各婦人少年室長に通達し、その（別添要綱参照）

実施をすゝめてきました。

この方策の中で実施の対象としている中小企業団体は当面、都市地域の問屋連盟商店連合会等の中小企業団体及び生産地（例えば織物工場、鋳物工場等の同業種の中小企業で密集している地域）にある中小企業協同組合を実施の対象として、業務をすゝめています。「実施要領」の中でとくに年少労働者の福祉の増進をはかる段階的な方策として、中小企業団体内に「年少労働者の福祉について深い関心と理解を持ち、実行力に富む者」を「年少労働者福祉員」としておくように勧奨しています。そして個々の事業場の力では困難な事を地域社会の協力によつて計画、実施し年少労働者の福祉につとめてもらうことゝしました。具体的には中小企業団体や商店会の役員、職員であつても又団体に加入している事業主の方であつてもさしつかえなく、又中小企業指導団体の役職員の方で

も段階的にはさしつかえないとの方針をきめ年少労働者の福祉を増進することが出来る熱意と、実行力をもつ人を中小企業団体に自らの責任において選定してもらうこととしました。

三、年少労働者福祉員はどのようにして置かれるか。

前に述べたような資格をそなえた「年少労働者福祉員」は都会地や、生産地などの中小企業が密集し、団体を組織している地区の各団体内に自主的に作っていたゞきますが、この年少労働者福祉員は団体内部にあつてその団体の行う福祉活動を助言指導する立場にありますので、一つの団体に一人ないし三人以内にとゞめて仕事の円滑化をはかり、又団体もできるだけ小単位の町内ごと丁目ごと等の商店会単位あるいは町、市ごとの業態別協同組合単位程度の大ききにとゞめて、実際のな活動を容易にすることを目標として設置することがのぞまれます。このようにし

で各団体の責任によつて選ばれた年少労働者福祉員は、婦人少年室長を通じて労働大臣に進達され、「年少労働者福祉の増進に寄与するよう期待する」旨の奨励状がこの人々に交付されることゝなっています。いうまでもなく「年少労働者福祉員」は純然たる民間人個々の立場で各々の所属している中小企業団体内部の年少労働者の福祉をはかる人で、年少労働者の求人容易にし、定着をよくし、明るい労働によつて、各事業場における能率の向上とひいてはその繁栄となつて結果することゝなりましょう。

四、年少労働者福祉員の仕事

このようにして置かれた「年少労働者福祉員」は、中小企業団体に所属している事業主の行う年少労働者の福祉増進についても、積極的に協力援助しますが、中小企業団体が全体として集団的に福祉の増進をはか

るように援助することがその主な業務です。年少労働者の余暇の善用、一般教養保健及び教育、労働条件労働環境及び職場における人間関係、年少労働者の健全育成は勿論のこと、その不良化の防止に関しても事業主に対して協力援助することを目的としています。

地域的にみると年少労働者福祉員ですでにいろいろの活動をおこない良い結果をあげているところが次第にふえてまいりましたので、参考として次にかゝげます。

五、年少労働者福祉員の活動事例

①休日における余暇指導のための店員野球大会の開催

②働く年少者との懇談と慰安の夕開催

（懇談、ゲーム指導、映画の観賞）

③商店従業員のための健康診断を組織的に実施

④〇〇市東町問屋街経営懇談会

（福祉員がこの会の世話役となり、年少労働者福祉問題を大きくとりあげて次の議題により懇談している）

イ、週休制実施 ロ、休日の有効利用について ハ、共同レクリエーションの計画について 二、時間外教育について

⑤共同入店式

⑥店員のつどい

（一斉休日を利用し店員に呼びかけ、青少年の意見交換、スクエアダンスを楽しみ月例会とすることに決定、こゝに年少者の自主的グループが誕生した）

⑦ハイキングの実施

（一般従業員もふくめてのハイキングを実施し、合唱、野外ゲーム、

バレーボール等に一日をたのしんだ。

③店員親睦会

体位の向上と親睦、店員の研修を含め、店員男女七三名が参加しているが福祉員はこれらの人々の相談相手となり、又経済的援助、会場の無料使用等の便宜を供与している。今後、身分証明書を与えこれによつて、映画の割引について館主と交渉中であるが、実現するのはほゞ確実。

六、むすび

現在の中小企業等における年少労働者福祉増進の緊要性を考えると、以上のような目的をもつて、各所属団体に設置された「年少労働者福祉員」の果す役割は非常に大きなものがあるということができましよう。

そして懇談会の開催、福祉増進連絡協議会の開催は勿論のこと、その福祉員の設置についても地域の実情や中小企業団体の内部事情により、それ／＼困難な問題が予想されますし、また中小企業団体等に専門的に活動する年少労働者福祉員をおくことは相当に困難なことであり、又おかれた年少労働者福祉員がその仕事に十分に活動するには当然に大きな組織の力を背景とした企業内外の理解と、協力態勢が必要であることが予想されます。従つて、将来の中堅職業人となることが期待されている年少労働者の健全育成のために、各方面のこの仕事に対する深い理解と強力な援助がのぞまれます。

参考資料

一、年少労働者の福祉増進実施要領（昭和三十三年五月十日
労働省婦人少年局）

一、趣旨

中小企業における年少労働者については、労働条件、労働環境の低性に加えて福祉施設の貧困な現況に鑑みこれが福祉の増進を図るための段階的な実施方策として、中小企業協同組合その他の中小企業団体（以下「中小企業団体」という。）において、自主的に年少労働者の福祉の改善向上が漸次行われているので、先ず、これを助長育成して、地域的に、中小企業に働く年少労働者の福祉の増進を図るものとする。

二、実施対象の中小企業団体

本要領において、実施の対象とする中小企業団体は、当分の間、次に掲げるものとする。

- 1、都市地域における問屋連盟、商店連合会等の中小企業団体
- 2、中小企業協同組合で、生産地において地域的に同業種の企業の密集しているもの。

3、年少労働者の福祉増進を促進するための懇談会の開催

婦人少年室長は、中小企業に働く年少労働者の福祉増進の機運を醸成するため、前項の中小企業団体の所在する地域において、婦人少年室協助員の協力を得て、懇談会を随時開催するものとする。

懇談会には、労働基準監督署、公共職業安定所等の労働行政機関、商工指導機関、商工指導団体の代表者、中小企業団体の代表者、当該地域の事業主の代表者（大企業の代表者を含む。）その他必要と認める者を参加させるものとする。

四、年少労働者福祉増進連絡協議会の設置

婦人少年室長は、年少労働者の福祉増進の機運が醸成された場合は、当該地域における年少労働者の福祉を促進するについて、その具体的な実施内容、実施方法等について協議するため、年少労働者福祉増進連絡

協議会（以下「連絡協議会」という。）の設置を勧奨するものとする。

連絡協議会の主たる構成は、概ね次に掲げるものとする。

- 1、婦人少年室協助力員
- 2、事業主の代表者（大企業の代表者を含む。）
- 3、労働者の代表者（大企業の労働組合の代表者を含む。）
- 4、商工指導団体の代表者
- 5、中小企業団体の代表者
- 6、教育関係者
- 7、婦人団体の代表者
- 8、事業主の主婦の代表者
- 五、年少労働者福祉員の設置

婦人少年室長は、中小企業団体の中から年少労働者の福祉について、

深い関心と理解を持ち実行力に富む者を、当該団体における年少労働者福祉員としておくことを勧奨するものとする。

六、年少労働者福祉員の業務

年少労働者福祉員は、年少労働者に関する次の事項について、中小企業の当該団体に加入している事業主に対して協力援助するものとし、且つ、前項の連絡協議会に参加するものとする。

- 1、余暇善用に関すること
- 2、保健衛生に関すること
- 3、生活相談に関すること
- 4、一般教養及び教育に関すること
- 5、労働条件、労働環境及び職場における人間関係に関すること
- 6、その他年少労働者の福祉に関すること

七、年少労働者福祉員に対する協力援助

婦人少年室長及び婦人少年室協助員は、年少労働者福祉員の行う業務について協力援助するものとする。

2、年少労働者福祉員奨励状の交付について

一、主旨

中小企業に働く年少労働者の福祉の増進をはかるため、労働省婦人少年局においては、昭和三十三年五月十日付婦発第一三九号により、労働省婦人少年局長通達によつて、各婦人少年室長に指示し、その福祉活動の助長、育成を図っているが、右通達に基づく年少労働者福祉員は、昭和三十四年四月一日現在二三三名に達している。

しかし、さらにその設置と活動を促進するため、労働大臣より別紙様式(三)により年少労働者福祉員に奨励状を交付し、福祉員制度の推進をはかるものである。

二、交付の手続

1、中小企業団体が、年少労働者福祉員を設置したときは、当該団体名をもつて、その奨励状交付方につき、婦人少年室長に申請するものとする。

2、中小企業団体の申請に基づき、婦人少年室長は、年少労働者福祉員の奨励状交付について、別紙様式(一)に従い、各月毎にまとめて労働省婦人少年局長を経由し、労働大臣にこれを進達するものとする。

3、労働大臣は、婦人少年室長の進達に基づき、様式に従い、該当団

体における年少労働者福祉員として奨励状を交付するものとする。

三、年少労働者福祉員辞退者の取扱

1、年少労働者福祉員が、その業務を辞したときは、中小企業団体は速やかにその旨を婦人少年室長に報告するものとする。

2、中小企業団体の報告に基づき、婦人少年室長は、その都度年少労働者福祉員の辞退について様式(二)に従い、労働省婦人少年局長に報告するものとする。

3、労働大臣は前記1によるのほか、必要ありと認めたときは、当該年少労働者福祉員の辞退を求めることができるものとする。

様式(目)

団体名

氏名

右団体における年少労働者福祉員として年少労働者の
福祉増進に寄与するよう期待します

昭和 年 月 日

労働大臣 署名(印)